令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3 Rなどの推進

- (3) 再資源化などの推進
 - ② 廃棄物の減量化や再資源化に効果のある施設設備の導入・更新への支援

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量その他適正な処理の推進に係る施設及び設備(以下「施設等」という。)の整備費を助成し、その整備を促進することにより、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指します。

(2) 取組状況

「産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金」により、令和4年度は5件の事業を採択し、令和5年度へ繰越した3件を除く2件について産業廃棄物処理業者が実施する施設等の整備費用の一部を助成しました。(資料編:表1)

事業実施に当たっては、助成対象となる事業内容の周知を行うとともに「フォローアップ調査」と して補助事業者に対して前年度の施設等の利用実績や意見等の照会を行い、制度等の見直しにつな げるための取組を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167